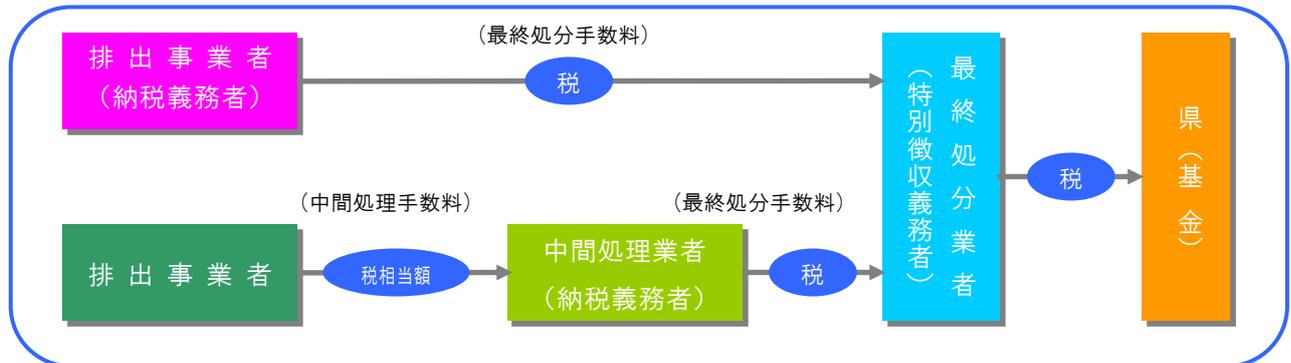


産業廃棄物埋立税について

県内で埋め立てられる産業廃棄物を抑制するために広島県が独自に課税する地方税で、その収入は環境施策の費用にあてられる目的税です。

● 納める人

県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の排出事業者または中間処理業者です。



● 納める額

産業廃棄物 1トンにつき 1,000 円(1 キログラムあたり 1 円)

● 申告と納税

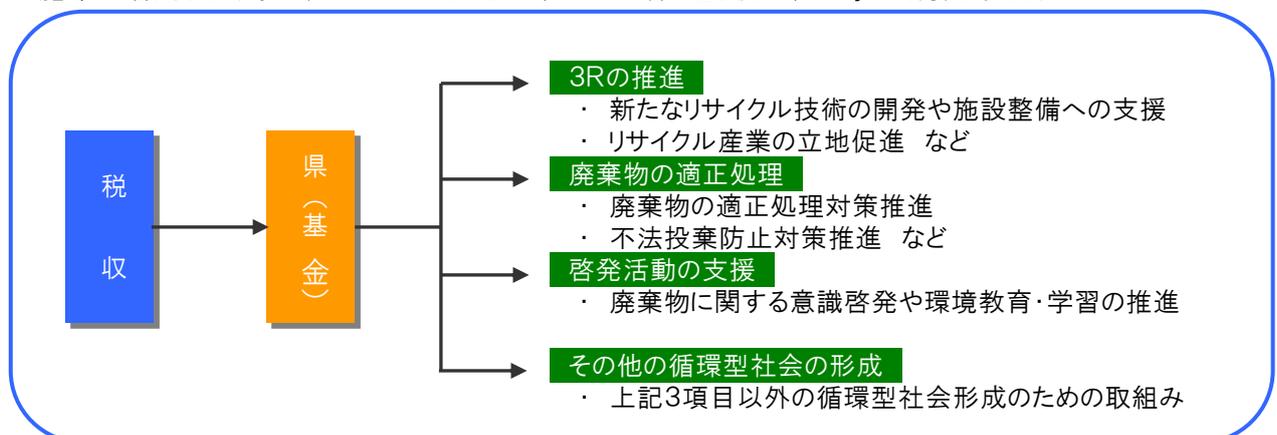
最終処分業者が、排出事業者または中間処理業者から税を受け取り、4 月末・7 月末・10 月末・1 月末の年 4 回県に申告し、納めます(特別徴収)。

● 課税免除

自らが排出した産業廃棄物を、自らが有する最終処分場において処分(自社処分)する場合は、課税されません。

● 税収の用途

産業廃棄物の 3Rの推進, 適正処理, 啓発活動の支援を基本とし, その他の循環型社会形成のための施策に活用します。〔3R:Reduce(減らす), Reuse(繰り返し使う), Recycle(再資源化)〕

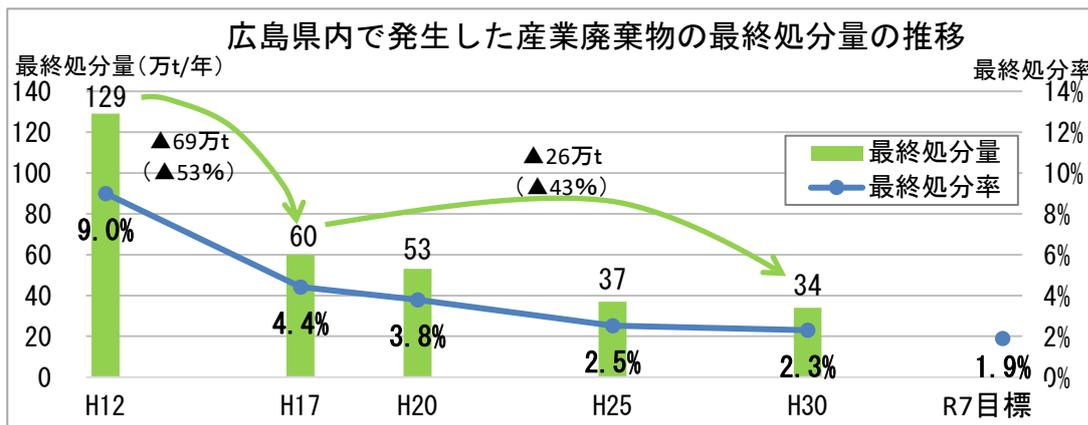


産業廃棄物埋立税の導入効果

産業廃棄物埋立最終処分量は、埋立税導入前の平成 12 年度と比較して、税導入（平成 15 年度）以降統計値のある平成 17 年度、急激に最終処分量が減少（▲69 万トン）しています。

さらに、平成 30 年度は、平成 17 年度の 60 万トンを 26 万トン（43%）下回り、一層、最終処分量の減量化が進んでおり、税の導入効果は高いと判断されます。

今後も、県の廃棄物処理対策の基本方針を示す「第 5 次広島県廃棄物処理計画」における令和 7 年度の最終処分率（排出量に対する割合）の目標に向け、さらに最終処分量を削減する必要があり、産業廃棄物埋立税は、この目標に対し大きな役割を担っています。



産業廃棄物埋立税を活用した事業の実績（令和 2 年度まで）

区分	主な事業	令和 2 年度までの実績
3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物排出抑制リサイクル関連研究開発費助成事業（H15 から実施） ○循環型社会形成推進機能強化事業（H17 から実施） 	【事業化例】 ・粒形改善砕砂生産時に副産される微石粉のコンクリートへの有効利用の研究開発及び実用化 ・抗肥満作用のカンキツ成分を利用したヘルスケア食品による地域ブランドの創出
	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物排出抑制リサイクル施設整備費助成事業（H15 から実施） 	リサイクル施設整備助成件数 43 件（処理能力 29.7 万 t / 年） 【事業例】 ・建設汚泥リサイクル施設（流動化処理施設）整備事業（建設汚泥を流動化処理し、セメント代替製品として再生） ・廃石膏ボード資源化施設整備事業（廃石膏ボードの石膏粉を焼成し、アスファルトフィラー材等に再生） ・国産 AI ロボット選別リサイクル施設整備事業（国産 AI ロボット選別ラインを整備し精選別により埋立処分を削減）
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ○地域廃棄物対策支援事業 ○不法投棄監視体制強化事業（いずれも H15 から実施） 	<p>産業廃棄物不法投棄発生件数（投棄量10トン以上の事案）</p>
啓活発動	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全活動支援事業（H21 から実施） 	県内エコアクション 21 認証取得導入に向けた支援事業の実施 148 件（県内エコアクション 21 認証取得事業所数）